



消費生活サポーターだより No.75

令和7年6月

長野県消費生活サポーターの皆様、こんにちは。いつもご協力をいただきありがとうございます。

今月は、「消費者事故を防ごう！～エスカレーターを正しく使うとは？」「子供の事故が増えています。」を掲載しました。皆様の活動の参考にご覧ください。

知っておきたい役立つ情報

◎消費者事故を防ごう！

消費者事故等とは、消費者と事業者の関係において生じた消費生活の安全を脅かす事故等、と消費者安全法で規定されています。全国の消費生活センターで受け付けた事故情報も、消費者庁の「事故情報データベース」に集約されて、事故防止に役立てるため分析・活用されています。「リコール情報サイト」では回収等、改修等が実施されている商品、注意喚起が出ている商品の情報が提供されています。また独立行政法人製品評価技術基盤機構（nite ナイト）のサイトでも製品事故情報・リコール情報を提供しています。これらのサイトは誰でもインターネットで見ることが出来ます。

消費者庁「事故情報データベース」 <https://www.jikojoho.caa.go.jp/ai-national/>

消費者庁「リコール情報サイト」 <https://www.recall.caa.go.jp/>

nite「製品事故情報・リコール情報」 <https://safe-lite.nite.go.jp/>

消費者庁では、全世代対象に、事故防止の豆知識として「みんなの消費安全ナビ」を定期的にメールマガジンや公式 X（旧 Twitter）で配信しています。詳しくは消費者庁のホームページをご覧ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001

○エスカレーターを正しく使うとは？

都会に出てみると、人でいっぱいのエスカレーターを見ることが多いと思います。本来、エスカレーターは歩かず立ち止まって乗ることを想定して作られたものです。しかし、いつのまにか急ぐ人のために片側を開ける習慣が見られるようになりました。エスカレーターのステップの高さも幅も人が歩くこと、追い抜かして歩いていくようには作られていませんので、危険な行為としてメーカーも注意喚起しています。

止むを得ずエスカレーターが緊急停止した場合も、手すりにつかまっていなくて反動で転倒する恐れがあります。また、ステップの黄色の枠線がある可動部分は、靴ひもやゴム製の靴が巻き込まれる可能性があります。エスカレーターの利用に際しては・・・

- ① 左右どちらでも良いので、手すりにつかましましょう。
- ② 黄色い線の内側に立ちましょう。
- ③ 歩かずに、余裕をもって利用しましょう。
- ④ 荷物の落下に注意し、大きな荷物の時はエレベーターを利用しましょう。

エスカレーターの安全な使い方はまだまだ認知されておらず悪意無く歩く方はたくさんいます。ご自身が注意していても、追い抜かそうとされることがあるかもしれません。そんな時に備え、エスカレーターに乗る時はしっかりと手すりを持ちましょう。日常の場面で話題として取り上げていただき、エスカレーターの安全利用の促進にご協力いただければ幸いです

◎子どもの事故が増えています。

日常的なさまざまな場面で子供の事故が増えています。2023年に子ども家庭庁設立により「こどもを事故から守る！プロジェクト」は同庁に移管されていますが、関係省庁、消費者センターでも引き続き子どもの事故防止に取り組んでいます。国民生活センターは「暮らしの危険」「見守り新鮮情報」などのチラシを発行して注意喚起を

しています。子どもの行動は予測できないことが多いと言われますが、事故の事例を知ることが防止に役立ちます。保護者の育児不安を増してはいけませんが、さりげない情報提供をお願いします。

○ 子供向けの商品での事故

- ① ペダル無し二輪遊具で坂道の下りきったところで路肩に乗り上げ、排水溝の鉄網に頭から転倒した。
- ② ペダル無し二輪遊具に乗り、下り坂でスピードが上がった状態で鉄柵に激突した。
- ③ 水遊びの補助具として売られているアームリング付きの浮き具を着用してプールで遊んでいたが、目を離れたすきに溺水してうつむきに浮いていた。
- ④ 抱っこひもで抱っこしながら、前屈みになって両手を洗っていたら、わきの部分からすり抜けて子どもが落下した。
- ⑤ 子どもを抱っこひもで抱っこしようと、立った状態で後ろのバンドを止めようとしていた際に肩ひもがずれて子どもが落下した。
- ⑥ 自転車後部の幼児用座席に子どもを乗せて走行中、子どもの右足がガードレールと接触した。
- ⑦ 自転車後部の幼児用座席に子どもを乗せて走行中、電柱をよけた際に子どもの頭がふられて電柱に接触した。

国民生活センター 「暮らしの危険」

<https://www.kokusen.go.jp/kiken/index.html>

「見守り情報」

<https://www.kokusen.go.jp/category/chumoku.html>

長野県からのお知らせ

◎消費生活相談員資格を取得して消費生活相談員を目指しませんか。

消費者庁では、全国各地の消費生活センター等で相談業務等を担当する消費生活相談員担い手確保に関する取組として、令和7年度「消費生活相談員資格試験対策講座（プログラムA）」を7月から、また「消費生活相談員養成講座（プログラムB）」を9月に開催します。

○「消費生活相談員資格試験対策講座」は、インターネットを使うeラーニングを通じて、消費者安全法に基づく消費生活相談員資格試験（消費生活アドバイザー試験、消費生活相談員資格試験）の対策講座です。主な対象としているのは、消費生活相談員を目指す方、国家資格を保有していない消費生活相談員の方です。

先着2000名、申込開始 令和7年6月18日(水)の無料講座です。

○「消費生活相談員養成講座」は、オンライン生配信による講座・対面講座で、消費生活相談の実務で必要となる発展的な知識や実践力が習得できます。対面講座は全国10地域で開催予定ですが現在のところ開催地域は未定です。地域が決定し次第、以下消費者庁のホームページ内で公表予定です。

定員300名、申込開始 令和7年8月7日(木)の無料講座です。

詳細は以下の消費者庁のホームページ、チラシをご覧ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/system_improvement/consumer_affairs_consultants.html

「令和7年度 消費生活相談員になるための講座」チラシ

https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/system_improvement/assets/local_cooperation_cms201_250520_01.pdf [PDF:1.1MB]

添付資料

・くらしまる得情報 夏号

長野県消費者被害防止啓発キャラクター

もシカっち



しあわせ信州

山々と育む すこやかな国

長野県消費生活センター 担当：古川・宮崎
電話：0263-87-7270 FAX：0263-40-3701
Eメール：c-shohi@pref.nagano.lg.jp